

(仮訳) EU とスペインにおける 司法のデジタル化

フェルナンド・ガスコン・インチャウステイ
正教授 (手続法)
マドリード・コンプルテンセ大学 (スペイン)

立命館大学

京都

2024年4月

第1部：EUレベル

第2部：スペイン

第1部

EUにおける司法共助のデジタル化に関する新たな規則

1. EUの政策としての司法のデジタル化

欧州連合（EU）は、その加盟国同様、社会・経済生活のデジタル化によって加速度的にもたらされる規制上の課題に直面している。承知のとおり、デジタルは現代社会における司法の変革の土台の1つであり、この理由から、ここしばらくの間、EUの諸機関は、加盟国レベルにおける司法制度のデジタル化という明確な目的を達成するための方法を探してきた。

デジタル化は、実際、司法に関するEUの立法政策の最も明確な重力軸であるといえる。EUの司法スコアボード¹は、デジタル化を司法制度の「質」のラベルのもとに含めているが、デジタル化はそれ自体で1つのトピックを構成するに十分な重要性を有している。この活動の推進力は、その一部は、全てのレベルにおいて統治のデジタル化を促進するというより一般的な政策であって、それは様々な方法において発現する。：当然ながら、EUが規制権限を有する分野における規則や指令を推進することによって；加えて、司法に関してはEU基金が存在し、この基金は、EUの継続的なe-Justice活動計画と戦略の傘のもとで加盟国レベルでの司法のデジタル化を促進するために充てられる。

2008年のコミュニケーション（指針）を嚆矢として²、今日までに以下の計画が存在する。2009-2013活動計画³；EU e-Justice戦略2014-2018⁴およびその活動計画⁵；並びに2019-2023戦略⁶およびその活動計画⁷。その内容はまた、司法とテクノロジーの相互関係の漸進的な発展を明らかにしている。

よく知られているように、EUは、加盟国レベルにおいて民事手続のデジタル化を課すことはできない。EUの権限を越えるからである。それにもかかわらずEUは、今日までの長い間、自身のe-Justice政策を展開し続けてきた。その政策

¹ https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/policies/justice-and-fundamental-rights/upholding-rule-law/eu-justice-scoreboard_en

² Communication from the Commission to the Council, the European Parliament and the European Economic and Social Committee - Towards a European e Justice Strategy SEC(2008)1947 SEC(2008)1944 /* COM/2008/0329 final (30.5.2008).

³ Multi-annual European e-Justice action plan 2009-2013, OJ C 75, 31.3.2009, p. 1-12.

⁴ Draft strategy on European e-Justice 2014-2018, OJ C 376, 21.12.2013, p. 7-11.

⁵ Multiannual European e-Justice Action Plan 2014-2018, OJ C 182, 14.6.2014, p. 2-13.

⁶ 2019-2023 Strategy on e-Justice, OJ C 96, 13.3.2019, p. 3-8.

⁷ Multi-annual European e-Justice action plan, OJ C 96, 13.3.2019, p. 9-32.

の中で、何が条約の発展であり、他方で何がより自発的な政策であるかを区別することは、容易ではない。継続的な戦略と行動計画の中で、そのアプローチは発展し、単なる国際的な（cross-border）次元を越えるものとなった。

したがって、2009-2013 行動計画においては、TFEU（訳注：Treaty on the Functioning of European Union、EU 機能条約）81 条との繋がりも明白である：同行動計画は、「したがって E-Justice は、EU 域内の国際的な手続の文脈において水平的な関連性を有している」と明言し（第 15 段落）、具体化は裁判手続及び裁判外の手続のうち国際的なものに限られる。他方、2014-2018 戦略は、国際的であることが克服できない制限であるとはもはや考えられていないため、わずかに踏み出している：「EU における e-Justice は、特に国際的な状況における、加盟国の司法組織の、業務における情報とコミュニケーションに関するテクノロジーの利用と発展を目的としており、そこには、市民や企業、法律実務家に、司法制度及び司法に関する情報へのアクセスを拡大し、加盟国間の司法当局の協働を促す意図がある。同戦略は、加盟国の司法組織の独立性と多様性、そして基本権を尊重する一方で、司法組織の実効性を強化することに懸命になっている」（第 2 段落）。だが、同戦略自身は、EU の権限に関する論点の問題とならない場合に参加する自発的な性質を指摘している：「EU の e-Justice 計画への自発的参加は、個々の加盟国の裁量による。ただし、EU の e-Justice 組織の文脈において特定の計画を実行することを要求する EU 立法文書（European Union legislative instrument）が採用された場面では、この限りではない」（第 19 段落）。このような曖昧さは、2014-2018 行動計画にも存在しており、同計画の焦点は、究極的には EU レベルでのアクションにあり、厳密な意味で加盟国レベルのものにはない。2019-2023 戦略においては、EU は、域内の純粋に国際的な領域を越えて、加盟国の裁判所の日常的な機能に言及することをしている。

いずれにせよ、国際的なレベルでの e-Justice の実施は、司法の日常的機能が既にデジタル化されている場合にのみ可能であることは、明らかである：国際的なレベルは、国内的レベルを直接の基礎としているから、それから切り離されることはできない。したがって、EU が国際的な訴訟に関してのみデジタル化を促すように自身を制限しても、それは、間接的にではあるけれども、純粋に国内的なレベルでのデジタル化を促すことにもなる。

デジタル化それ自体の意味合いに関しても、興味深い進化がみられる。第 1 段階では、デジタル化は、外部的なものレベル、手続の形式のレベルに留まっていたように見える：それは主に、通知や、ビデオ会議による弁論への参加のように、電子的コミュニケーションと同一視される。だが、最近の計画と提案においては、既に、手続内の一部の活動に留まらず、手続全体をデジタル化する方向へ進んでいる。これが、EU の手続法の特徴の 1 つ、すなわち書式（forms）の利用、が作用し始める局面で

ある。当初、書式の意図は、体制を均質なものとして関連するデータの個別化を当局に強制し、それによって国際的な文脈における困難を緩和して、協働を促すことにあった：書式の利用は、国際的な訴訟におけるEUの標準であった。だが、書式のデジタル化それ自体が、書式を「スマートな」ものとし、データを取り込んでより良く管理することを可能として、書式に莫大な付加価値を与えた：このことで、個々の事件を管理するだけでなく、一般的情報を集めて分析や将来に向けた開発のために利用することが可能となった。

制度的な観点からは、最重要であるのは、EUの e-Justice ポータルである⁸。それはまた、他の多くの新政策や機能の統合点であって、司法の領域におけるワン・ストップ・ショップとなることを狙ったものである。このポータルの主要な目的は、市民の司法アクセスサイトのトップページに述べられているように、「あなたの生活をより楽なものとする」とある。このサイトは、法組織や、司法がどのように機能するか、権利をどのように主張すればよいか、ということに関する膨大な量の情報を、分かりやすい言葉で、全ての公用語で利用できるように説明している。また、このポータルが導くツールの多くも、このことを目的としている。ツールの例としては、あらゆる種類の法律家を探すツール（弁護士、公証人、メディエーター、翻訳者・通訳者、専門家）や、EU 少額請求手続や EU 支払命令手続といった弁護士の支援を必要としないような国際的な民事訴訟のためのオンラインの書式、がある。このポータルは、法律専門職にとっても非常に有用である：このポータルは、EU の司法地図（the European Judicial Atlas）、民事・商事における司法ネットワーク（the European Judicial Network in civil and commercial matters）、そして刑事における司法ネットワーク（the European Judicial Network in criminal matters）にとっての基点である。

EUから生まれた民事手続規則においては、国際的な司法共助の領域でも、国際的な訴訟により実効的に対応するようデザインされた EU 手続においても、デジタルを重視する姿勢が顕著に表れている。これらの法的文書には、デジタル化された司法についてのEUの真の基準が述べられている。

はっきりした取組みとして最初のもは、10年以上前に現れた、消費者事件における ODR に関する 2013 年規則⁹である。この規則によって、EU の消費者がオンラインでの買い物から生じる紛争についての解決策を得るための中心点として働くことを意図された、欧州委員会（the European Commission）が管理す

⁸ <https://e-justice.europa.eu>

⁹ Regulation (EU) No 524/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on online dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC, OJ L 165, 18.6.2013, p. 1-12.

るオンライン紛争解決プラットフォーム¹⁰が生み出された。現実にはこれは失敗し、近年になって廃止の決定がなされた。

2015年、ICT（Information and Communication Technology）を活用しより柔軟なものとする目的のもと、EU 少額請求手続¹¹が改正された。この意味において、修正された法文はビデオ会議で弁論を開催することを強く推奨している（ESCPR 第8条および第9条）；文書の電子送達をも同様に強く推奨されている（ESCPR 第13条）；加盟国は、デジタル化された適切な手段を提供することによって、手続費用の遠隔支払いを認める義務も負っている（ESCPR 第15a条）。

EU 域内における民事司法共助の領域に関するデジタル化の取組みは、2020年には、送達と証拠の取調べに関する新たな規則が採用され、さらにはより明確に、欧州委員会が e-CODEX システムの一般化を想定したことによって、より急進的なものとなった。アプローチにははっきりとした変化がある：デジタルはもはや、追加的なものや、可能であれば「物事をより良くする」であろう選択肢の1つではなく、構造的に「ルールとしてあるべき」もの、すなわちルールをデザインする際には原型として考慮されるべきもの、である。

証拠の取調べに関する新たな規則（以下、「ER」という。）¹²は、司法当局と関連する中央当局との協働要請について、電子送信を義務づけている（ER 第7条）。より正確には、そのような電子送信を「e-CODEX のような相互運用性のある（interoperable）方法を基盤とした」「安全で信頼できる、分散型の IT システム」によって行うことが要求されている。例外的な場合（例えば、システムの停止）に限って、「最も迅速で最も適した他の手段」を使うことが許される。加えて、ICT は証拠の取調べ要請の執行自体にも用いられる。取調べを要請する司法当局は、一般的な手段を用いることを選んだ場合には、例えば供述の聴取の場合には、ビデオ会議やリモート会議の利用を要求でき、この要求は、国内法に反するか「重大な実践的問題」によって妨げられる場合を除いて、要請を受けた司法当局を拘束する（ER 第12条（4））。だが、加えて、証拠の取調べや他の加盟国に所在する人物の尋問に関わる裁判所は、関係する中央当局や司法当局の現実的な支援のもと適切である場合には、ビデオ会議による直接の証拠調べを要求することができる（ER 第19条および第20条）。要請を行っ

¹⁰ <https://ec.europa.eu/consumers/odr/main>

¹¹ Regulation (EU) 2015/2421 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2015 amending Regulation (EC) No 861/2007 establishing a European Small Claims Procedure and Regulation (EC) No 1896/2006 creating a European order for payment procedure, OJ L 341, 24.12.2015, p. 1-13.

¹² Regulation (EU) 2020/1783 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on cooperation between the courts of the Member States in the taking of evidence in civil or commercial matters (taking of evidence) (recast), OJ L 405, 2.12.2020, pp. 1-39 (ER, hereafter).

た／要請を受けた裁判所が、ビデオ会議やリモート会議に必要なテクノロジーへのアクセスを有していない場合には、相互の合意によって、他方の裁判所がそのアクセスを提供することができる。

送達に関する新たな規則（以下、「SR」という。）¹³においても、同様のパターンがみられる。ここでも、システムの活動に従事する当局や機関の間のコミュニケーションについては、電子的手段が標準の方法となっている（SR 第 5 条）。この規則はまた、e-CODEX のような相互運用性のある方法を基礎とした、分散的で、安全で、信頼できる IT システムの利用を求めている。このことは、送達の要請は、例外的な場合（例えばシステム停止）を除いては、e-CODEX を通じて電子的に送られるべきことを意味する。SR 第 19 条の要件が満たされる場合には直接に電子的に送達を行うことも許されており、この場合には e-CODEX は用いられないが、後にみるように、「EU の」新たなツールである、EU 電子アクセスポイントの利用を認めることが想定されている。

加えて、EU は、厳密には法的なものではないが、システムの機能にとって不可欠であり、これら両規則において全く同じ条件で取り扱われている側面について規制する取組みを行っている。欧州委員会は「EU の一般予算を用いて」加盟国が、バックエンドで働くシステムとして各国の IT システムの代わりに利用を選択できる、参照実行ソフトウェア（reference implementation software）の開発、維持、将来的な発展を行うことを想定している（ER および SR 第 27.1 条）。加盟国は、彼らの側では、上記のもの以外のコストを負担する：一方では、分散的な IT システム¹⁴の文脈において、加盟国の IT システム間を接続するアクセスポイントのインストール、運営及び維持に要する費用（ER および SR 第 28.1 条）；および、他方では、当該のアクセスポイントと相互運用性のある国家の IT システムを構築（ないし調整）する費用や、それらのシステムを管理・運営・維持する費用（ER および SR 第 28.2 条）。

両規則の規定を運用可能なものとするために欠けていたピースは、相互運用性のある方法を基礎とした、安全で信頼できる分散的な IT システム、すなわち e-CODEX であった。その計画とデザインは、技術レベルでは既に一定期間（2010 年より）進行していたが¹⁵、同じくらい重要であるのはその規制であり、

¹³ Regulation (EU) 2020/1784 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on the service in the Member States of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters (service of documents) (recast) OJ L 405, 2.12.2020, p. 40-78 (SR, hereafter).

¹⁴ Decentralisation of the system means that the exchange of information involves only the sender and the recipient, with no third party being able to intervene in or know the content of what is transmitted.

¹⁵ *Velicogna/Lupo* [5] p. 181-212; *Hess* [2] p. 766-768; *Themeli* [4] p. 112-114.

これはわずか 2 年前に、「e-CODEX 規則」¹⁶の形式で具体化された。この規則は、国際的な司法共助の他の側面を取り扱う規則と同様のものではない：その内容は、第 1 に技術的かつ組織的であり、そのため、EU の手続法規制手段の種類や専門用語に慣れている読み手にとっては、理解が難しくなっている。この規則それ自体は、e-CODEX システムを「国家間におけるデータの電子的交換のためのコンピューター化されたシステム」（短縮形）および「民事刑事の司法共助の分野における電子的なデータ（電子的な携帯で伝送可能なあらゆる内容を含む）の迅速、安全かつ信頼性の高い方法による交換を促進することを目的とした、国家間の通信のための分散化された相互運用性のあるシステム」（拡大形）と定義している（e-CODEX 規則第 3.1 条）。いくぶん説教的ではあるが、欧州委員会¹⁷は、e-CODEX が加盟国のシステム間の接続を可能とするソフトウェア・パッケージであり、司法当局、法律実務家や大衆といった利用者が、文書や書式（legal forms）、証拠その他の情報を迅速かつ安全な方法で送受信することを可能とすることを明確にしている。運用の面では、この規則は e-CODEX システムの管理を eu-LISA 機関¹⁸に委ねている。さらに強調されるべきこととして、e-CODEX は国家レベルで用いられている IT 申請を置き換えるものではない：e-CODEX は、国際的なコミュニケーションの交換を可能とするため、主要な入り口を調和させるものにすぎない¹⁹。

民事手続における文書の送達や証拠の取調べは、EU 域内の司法共助の範囲に尽きるものではない。一方では、刑事手続における共助ではその全領域がデジタル化の恩恵を受けうることは疑いない；この分野での利点—特に迅速性—は、いっそう明らかである。だが、加えて、民事と商事の分野に戻ると、EU 民事手続の既定（the European civil procedural *acquis*）を作り上げるルールのもとでは、国際的な文脈で発生する司法当局や訴訟当事者間の「相互関係」には、文書の送達や証拠の収集を含むものを除いても、多くの状況が存在する。

このことは、デジタル化のスキームを一般化し、証拠と送達の規制を越えて拡大することへの EU の関心、そしてその結果としての EU の「立法の連鎖（legislative production chain）」に、追加的なピース、すなわち 2023 年 12 月 13

¹⁶ Regulation (EU) 2022/850 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on a computerised system for the cross-border electronic exchange of data in the area of judicial cooperation in civil and criminal matters (e-CODEX system), and amending Regulation (EU) 2018/1726 (Text with EEA relevance) OJ L 150, 1.6.2022, p. 1-19.

¹⁷ Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Digitalisation of justice in the European Union. A toolbox of opportunities COM(2020) 710 final, 2.12.2020 (para. 3.5).

¹⁸ European Union Agency for the Operational Management of Large-Scale IT Systems in the Area of Freedom, Security and Justice.

¹⁹ Hess [2] p. 768-769.

日に採択され 2025 年 5 月 1 日に施行される、国際的な民事・商事および刑事事件における司法共助と司法アクセスのデジタル化に関する新たな規則²⁰（以下「DJCR」という。）、が含まれることの説明となる。

2. 国際的な民事・商事および刑事事件における司法共助と司法アクセスのデジタル化に関する新たな規則：一般的特徴

EUにおける司法共助の一般的かつ構造的なデジタル化をうたった明確な規則の策定は、2020年の12月、欧州委員会による「EUにおける司法のデジタル化 – 機会の工具箱」²¹と題した指針に、その起源をさかのぼる。その指針には、他の多くの問題の中でも、とりわけ大変に意味ありげな見出しが付された第 3.2 節が含まれていた：「EU加盟国間の司法共助において、デジタル化された方法を標準の手段とすること」。

この節では、欧州委員会は、EU域内の司法共助においてデジタルのツールを用いることは、証拠と送達に関する規則（それらは、当時デジタル化の方向に改正されたばかりであった）を例外として、立法レベルのルールではないことを記載し、また、デジタル化の必要性は明らかであるが、実務上のルールでないこと、も記した。変化を推し進めるために、欧州委員会は、拘束力のある規制行動が必要であると考え、2021年の第4四半期までに国際的な司法共助のデジタル化に関する立法提案を提出するように乗り出した。

この約束を果たすため、欧州委員会は、2021年12月1日、国際的な民事・商事および刑事事件における司法共助と司法アクセスのデジタル化に関する規則²²について、国際的な事件におけるリーガル・エイドに関する指令の改正や、とりわけ同規則によるアプローチの変更の影響を受けることとなる、刑事事件の共助に関する枠組み決定および指令の改正を行う追加的な指令とあわせて、立法提案を公式に提出した。この規則と指令²³の両方が、同時に採択され、2023年12月27日、あわせて官報（the Official Journal）で公表された。

²⁰ Regulation (EU) 2023/2844 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on the digitalisation of judicial cooperation and access to justice in cross-border civil, commercial and criminal matters, and amending certain acts in the field of judicial cooperation, OJ L 2844, 27.12.2023, p. 1-29.

²¹ Supra note 17.

²² COM(2021) 759 final. See *Kramer* [3] and *CCBE* [1].

²³ Directive (EU) 2023/2843 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 amending Directives 2011/99/EU and 2014/41/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directive 2003/8/EC and Council Framework Decisions 2002/584/JHA, 2003/577/JHA, 2005/214/JHA, 2006/783/JHA, 2008/909/JHA, 2008/947/JHA, 2009/829/JHA

同規則の（そして、EU域内の刑事事件に関する司法共助の根拠となる枠組み指令および決定の）一般的な目標は、民事・商事および刑事事件における司法共助の手段として生じる手続的活動の中核を明確にするために、デジタルを標準とする原則を明言することにある。さらに、このルールは、いわゆる「EU民事手続」、すなわち、国際的な訴訟を緩和するために設けられた手続にも拡張される：EU支払命令手続、EU少額請求手続、そしてEU口座保全命令を得るための手続がこれにあたる。後者は、新たな規則の題名が「司法アクセス」に言及している理由の説明となる。これらの事件では、必ずしも、厳密な意味での国際的な司法共助の仕組みに頼る事態は生じない。— だが、逆に言えば、国際的な司法共助の仕組みが究極的には司法アクセスに役立つことは明らかである。

このアプローチが採られた理由は明らかであり、説明部の4において大変明確にまとめられている：その目的は、「現存する通信手段をデジタル化し、国際的な司法共助に関わる全ての当局にとって、費用と時間の節約や管理負担の軽減、不可抗力的状况における回復力の改善に繋げることで、司法手続の効率性と実効性を改善し、司法アクセスを促進すること」にある。したがって、このアプローチは、純粹に効率志向のものである。

同規則の採択は、TEFU第81条および第82条、すなわち、加盟国間の司法共助の領域に関するEUの権限をその法的根拠とする：このことは、同規則の適用範囲が国際的な訴訟に限定されている理由や、同規則がこの領域の外側における加盟国の手続法に直接の影響を持ち得ない理由の説明となる。だが、間接的な影響は避けられず、実際、加盟国における司法手続のデジタル化を促進することにEU機関が関心を有していることは、明らかである：これは実際、EUの司法スコアボードが取り組んでいる問題の1つであり²⁴、その最新のもの（2023年公表）では、加盟国の一部においては未だに相当に改善の余地がある、として、加盟国がデジタルに関する近代化改革を加速することの必要性が強調されている。

述べておくべきこととして、未だ一般的なレベルではあるが、アイルランドとデンマークは、この新しい制度を用いるオプトインの決定権の行使を決断していないため、両国には適用がない（説明部59および60）。最後に、この規則の完全な適用までにはいくつかの経過期間が予期されており、期間中には、欧州委員会と加盟国の両方が、法的に、またとりわけ技術的に、必要な調整を行わなければならない（DJCR第26条、第10条）

and 2009/948/JHA, as regards digitalisation of judicial cooperation, OJ L, 2023/2843, 27.12.2023.

²⁴ In this vein, also *Themeli* [4] p. 114-115.

同規則の内容を分析すると、第 1 の結論に至る：同規則が促進しようとするデジタル化は、比較的限定された範囲についてのものである。というのも、同規則は「コミュニケーションの方法」と呼ぶものに主眼を置いているからである。

(i) 国内の司法手続における手続的活動の全てをデジタル化することは、もちろん問題とはならない。EUの立法権限や、加盟国との権限配分および手続的自律の原則を遙かに超えるからである。

(ii) 同様に、民事・商事および刑事事件における司法共助手続を全体としてデジタル化する（例えば、EUの令状手続（the Euro-warrant procedure）や、家事事件における決定の執行命令手続（*exequatur procedure*）の全体をデジタル化する）意図も認められない。EUの規制権限においてこのような性質の変更を導入することは、このデジタル化が司法共助の仕組みの適切な機能のために必要であると考えられれば、TEU（訳注：Treaty on European Union、欧州連合条約）および TFEU に含まれうる可能性はある；だが、もちろん、新しい規則は、その点まで到達することを望んでいない。

(iii) したがって当面は、EUの立法者の唯一の目的は、デジタルを標準とする原則を、司法主体と、多様な規制手段に関与しうる他の当局・主体との間の、厳密な意味でのコミュニケーション活動に拡大し、そのことを通して、EUにおける司法共助を発展させること、にある。

同じことは、いわゆる「EU手続」にもいえる：その目的は、それらを完全に非物質化すること（将来においては起こりうる展開）ではなく、異なる加盟国の当局間で共助の必要が生じたときに（例えば、EU口座保全命令を、その執行がなされるべき他の加盟国の適切な当局に伝送するためや、EU支払命令の送達のために）使用しなければならないコミュニケーションの方法をデジタル化することのみである。

この主な目的、すなわち、国際的な司法共助のあらゆる状況において、行われるコミュニケーションの方法をデジタル化することは、この規則が、証拠の取調べや文書の送達をその対象から排除している理由の説明となっている（説明部 17）：この目標は、2020年規則によって既に達成されているため、これらの領域ではさらなる立法活動の必要はない。だが、後にみるように、SR（送達に関する規則）は、EU電子アクセスポイントの利用を国際的な送達における有効な手段に含めるために改正がなされた（SRに新たに第 19a 条を追加することを通じて）。

この規則は、司法共助に多かれ少なかれ関わっている他の側面も扱い、それに関して国際的な状況におけるデジタルの選択肢もサポートしており、その限りにおいては通信手段という範囲を超えていることも、述べておくべきだろう：
a) ビデオ会議または他の遠隔通信技術の利用； b) 電子信用サービスの利用（電子署名および電子封印）； c) 電子文書の法的効果； および d) 手数料の電子支払。

それゆえ、述べておくべきこととして、この規則の題名はややミスリーディングである：民事・商事および刑事事件における司法共助は、完全にはデジタル化されない；国際的事件における司法アクセスについても、同様である。我々が取り扱っているものは、限られた分野の手続的活動（国際的司法共助と国際的訴訟に関する）に影響を与えるものであるから、限定された範囲の規制活動である。それは、さらには、コミュニケーションの方法と特定の手続的活動にのみ影響を与えるものなのであるから、この手続的活動に絶対的な変革をもたらすように設計されたものではない。

私の狙いは、この新たな政策の価値を非難することではなく、導入された規制によって予期される影響を明らかにすることである。実際、影響を受ける司法共助と国際的訴訟の側面は、デジタルによる方式が最も有益である（すなわち、規制の変更がもたらすべき実務の変化から利益を受ける可能性が最も高い）。安全で相互運用性があれば、デジタルのコミュニケーション手段は確実に時間を節約し、そのことは実効的な権利保護にとって、実効的な権利執行にとって、実効的な刑事訴追にとって、そして実効的な法的防御にとって極めて重要である。この観点から、司法共助と司法アクセスはもはや、異なった問題ではない：国際的な事件の大多数において – そして、厳密に言えば、当初においては国際的ではないかもしれない他の事件において – 国際司法共助の仕組みに頼ることが必要となる。その仕組みの実効性は、司法へのアクセスがより良い、またはより悪いものとなることを決する；デジタル化を通じてこの実効性を促すことは、それゆえ、司法的保護を受ける権利への真の取組みの実践となる。

この改善は、民事訴訟と刑事訴追の「一面」において促進され、その「一面」においては、国際的なものとの基準を満たすに値する。だが、次第に明らかになってきたこととして、EUの手続法の領域においては、当初は司法組織の中でも明らかに小さな、隙間の分野 – EU レベルにおいて統一された法的領域における、国際的な事件や手続 – において設けられたものが、中期的に拡大する強い可能性を有することになる。「EUの解決策」は、それが直接的な拘束力を有する施策を含んでいなくとも、加盟国の法組織の改善がそれに従うべき例として捉えられる傾向にある。それゆえに、それは適切な規制の標準として機能し、多くの立法者が、結果的には、ときには怠惰によって、ときには確信のもと、ときには圧力を受けて従う – 結局のところ、加盟国の手続的自律正によってカバーされる純粋に国内的な状況にも EU の解決策を同等に取り入れうる、というときに、訴訟当事者や法律実務家に対して、EU機関の直截な規制活動から利益を得られたであろう分野において、より実効的に権利が保護されると説明することは、容易ではないのである。

このことは、デジタル化に関する規則についても結果として起こりうることである。仮に、加盟国の中に、それについて未だに疑うものがあれば、EUは、デジタル指向を明確にし、その規制活動に依存するあらゆるものについて、デジタル指向を適用するだろう。したがって、この規則は、暗黙のうちに加盟国を、

国内的にも国際的にも、この規則が思い描くものへと導いているということが出来る：デジタル化されたコミュニケーション手段の利用、ビデオ会議や電子的信用サービスの利用の標準化、電子文書に完全な法的効力を認めること、手続費用の電子支払いを許すこと。そうすると、これらの事項に関しては、EUの明確な標準が定められ確認されている：そのような標準は、もちろん、批判を受けることがあり得る；そして、結局のところ、EUの立法者達の解決策が望ましいところにまで到達しなかったことは、「後悔される」であろう。そしてこのことは、今度は、特に、既に法整備がなされ EU の最低基準を満たす段階のデジタル化のレベルに達している加盟国にとっては、「たいしたことはない」という印象をあたえかねない。

3. 通信手段と欧州の電子アクセスポイント

既に述べたように、本規則、および関連する指令が根源的に願っていることは、EU域内で司法共助に関する手段の申請において行われる全てのコミュニケーションで、デジタル化された方法を用いることを原則化することにある。これが実現される方法は、公的な当局のみが関与しているか否か、さらには、訴訟当事者が関与しているか否か、によって異なる。

3.1. 当局間の通信

公的な当局の間で通信が行われる場合には、この新しい規則は、証拠と送達に関する 2020 年規則が生み出した既定（一定程度、実証基盤として働いてきた）に基づく。このことは、e-CODEX システムを EU 域内での国際的なデジタル通信の基本ツールとすることを意味する²⁵。DJCR の第 3 条（1）は、法文上 e-CODEX を明言してはいないが²⁶、一般的に「安全で、効率的で、信頼できる、分散型の IT システム」の利用に言及している；だが、明確であるのは、現在のところ、そのシステムは e-CODEX であり、実際、それは、システムのコストに関する第 13 条にて明示的に述べられている – これは、説明部の何カ所か（9、20、21、53）においても同様である。

したがって、一般原則としては、司法共助の手続や、同規則の附属文書において言及されている EU 手続の実施について、これに関与する全ての司法当局と公的主体の間の通信にデジタル化された方法が用いられる。

附属文書Iでは、民事・商事における司法共助の分野で、新規則の規定が適用される法的文書がリスト化されている；リーガルエイド指令（2003/8/EC）；EU 執行命令創設規則（805/2004）, EU 支払命令手続

²⁵ Recital 20 states clearly that ‘The access points of the decentralised IT system should be based on e-CODEX’, thus assuming it is the only valid moment, at least for the moment.

²⁶ As is done, by contrast, in Arts. 7(1) ER and 5(1) SR.

(1896/2006), EU 少額請求手続 (861/2007) および EU 口座保全命令 (655/2014); ブリュッセルIa規則 (1215/2012) および以下に関する判決の管轄、承認および執行に関する規則; 婚姻事件、親権および国際的な子の奪取 (2019/1111); 養育費(4/2009); 相続 (650/2012); 民事における保護手段 (606/2013); 婚姻における財産管理(2016/1103); 登録済パートナーシップの財産的影響(2016/1104); および倒産規制(2015/848)。

附属文書IIは、刑事分野の共助における法的文書を示している: 以下のものに関する枠組み決定; EU 逮捕令状 (2002/584), 資産と証拠の凍結 (2003/577), 管轄抵触の予防と解決(2009/948) および、財産刑 (2005/214)、押収命令 (2006/783)、拘留刑または拘留措置を科す判決 (2008/947)、執行猶予判決および命令 (2008/947) および保護観察措置命令 (2009/829) といった、種々の司法判断の相互承認。さらには、EU 保護命令 (2011/99) や刑事における EU 調査命令 (2014/41) を創設する指令、そして、凍結命令および没収命令の相互承認に関する規則 (2018/1805)。

したがって、e-CODEX システムは、この分野における EU の技術的寄与の主要なものとなり、また、多分野にわたる計画として出現した新政策の最もよい成功例の1つとなる。e-CODEX は、加盟国の内国当局間、そしてまた彼らと国際的な司法共助に関わる EU 当局間 (特に Eurojust および EU 検察局) の間の通信方法となるであろう。実際、EU 法制が厳格に国内管轄の分野に拡大する可能性を示すものとして、DJCR 第3条(6) は、加盟国は、国内当局間の通信に分散化された IT システムを利用することを提案している。ただし、この国内通信は同規則の附属書類において言及されている法的文書のいずれかの適用範囲内で行われなければならない (例えば、仮に、承認・執行決定を受け取った国内当局が適切な権限を有せず、それを適切な権限を有する当局に転送しなければならない場合など)。

「デジタルを標準とする」アプローチは、しかしながら、「デジタルのみ」を意味しない。この規則はまた、e-CODEX の利用ができない (システムの停止、伝送される資料の物理的または技術的な性質、または不可抗力) 類型についての規定も置いている: その場合、安全で信頼できる情報の交換を確実にする必要性を考慮したうえで、最も迅速で最も適切な他の通信手段が用いられなければならない (DJCR 第3条(2))。デジタルによる代替手段が望まれていることがうかがわれるが、EU の立法者は、賢明にも、事前に特定の条件を定めないことを好んだ²⁷。

3.2. EU 電子アクセスポイント

通信のデジタル化に関するこの規則の、真に革新的な寄与は、EU 電子アクセスポイントの創設にある。それは、「自然人、法人またはその代表者が、EU 全域

²⁷ Recital 24 admits, as a last resource, postal service.

を通じてアクセス可能であり、かつ、分散化された IT システムの状況において相互運用性のあるアクセスポイントに接続されたポータル」と定義されている (DJCR 第 2 条 (4))。言い換えれば、それは、あらゆる市民にとっての e-CODEX システム (または、特定の通信行動・活動がその方法によって行われるべき、あらゆる同等の電子的コミュニケーションシステム) へのアクセスの形態なのである。そして、このアクセスのアプローチゆえに、このアクセスポイントは、EU の e-Justice ポータルにおかれる: 「アクセスポイントへのアクセス」は、このポータルを通じてなされる (DJCR 第 4 条 (1))。実際、欧州委員会は、その技術的運営、開発、アクセス可能性、維持、セキュリティおよびユーザーへの技術的支援 (さらに、この支援は無料でなければならない) を引き受ける (DJCR 第 4.3 条)。

EU 電子アクセスポイントは、自然人・法人の、リーガルエイド (特に国際的な手続において) の資格に関する情報へのアクセスに主な焦点を置いている。だが、その主な目的は、訴訟当事者と当局との双方向の (部分的には非対称な方法ではあるが) 通信手段として機能することにある²⁸。

(i) 当然のことながら、EU アクセスポイントは、訴訟当事者と、彼らが接触しなければならない当局 (彼らがアクセスポイントを通じて実行しようとする意図する手続、正式手続 (formality) または行動による) との通信手段として機能する: DJCR 第 4 条 (4) が明示的に言及するものとしては、請求の提出、要求 (request) の開始および手続関連情報の送信 – 非常に一般的な用語であり、この規定が想定する多様な状況をカバーすることを狙っている – がある。

これらの場合、通信手段が直接に機能するため、通信の宛先となった当局はそれを受け容れなければならない (DJCR 第 4 条 (5))。それゆえ、この点で、この規則の施行により、加盟国は、e-CODEX のアクセスポイントや、EU の訴訟当事者がこの通信手段を十分に機能するものとして利用する権利の保障に必要な他のインフラおよびソフトウェアについて、入念に準備しなければならない。実際、中期的には、この規定は、この種のアクセスポイントの一般化につながる可能性を有している。かりにそれが国際的な訴訟のため機能するのであれば、あらゆる種類の手続のために機能すべきことには更なる理由がある – または、もしそれを望むのであれば、国際的な手続の参加者だけが利益を受けることができる道具を、全ての手続において提供すべきでない理由を説明することは、困難である。EU の立法者はこのように、国内的事項における通知のためのモデル、ないし、言うなれば「将来像」を提示している: 各市民が自身

²⁸ This is the reason why Art. 4(7) DJCR establishes that the European electronic access point shall be such as to ensure that users are identified (something obvious, anyway).

のフォルダ、ないし自身のスペースを有している、単一にアクセス可能なポータル²⁹の創設。

(ii) EU アクセスポイントは、システムが適用可能なあらゆる領域においては、個人が、裁判手続の文書および裁判外手続の文書 (judicial or extrajudicial documents) の送達を受領することを可能とするためにも利用可能でなければならない (DJCR 第 4 条 (4))。実際、SR の修正が新しい第 19a 条に導入され、EU 電子アクセスポイントを通じて、司法文書の直接の送達を許すこととされた。しかしながら、いずれにせよ、EU 電子アクセスポイントは名宛人の事前の同意に従う (DJCR 第 4 条 (6))。EU の立法者は、このように、訴訟当事者に対する電子送達の標準を再び確認している：名宛人の同意が必要である。もちろん、実際にはデジタルの通信手段の無駄遣いを生ぜしめることになるから、これは、基準としては「最低限のもの」であると説明できよう。個人にとっては、アクセスポイントへの接続手段を有し、その中身を定期的に確認する、という負担に従わないことが、合理的であり得る：そのような負担は、特に、「デジタル弱者」といわれるような人々 (コンピューターとインターネット接続という物理的な手段を欠く人々だけでなく、この種の行動を安全に行うようなデジタルスキルを有していない人々も含まれる) にとっては、過度のものとなりうる。だが、法人 (少なくとも多くの法人) にとっては、ウェブサイトと電子的アドレスを保有すること、すなわち、デジタルの様式において十分に機能していることは、一般的な要求として以前から存在する；それゆえ彼らに、これらの方法を通じて司法上の通知を有効に受領する負担を課すことは、過度の要求とはいえない³⁰。

CJEU (訳注：DJCR の誤り?) 第 4 条 (6) はさらに、「個々の同意は、それが与えられる手続に固有のものでなければならず、通信および文書の送達の目的ごとに分けてなされなければならない」。EU の立法者は、あらゆる司法手続やそれに類する状況についての一般的な事前の同意を含める契約条項の利用について、回避を望むものであると理解できる (SR が裁判外手続の文書の送達にも適用されることを想起されたい)。

²⁹ The CCBE sees this partly as a risk for the existing systems of communication between lawyers and courts, which are in many cases developed and/or operated by the bar associations; it therefore stresses that any future use of the European electronic access point should not be at the expense of the use of these other systems of communication between lawyers and courts (CCBE [1] p. 3).

³⁰ Recital 29 seems to limit these precautions only to natural persons, [...] ‘to ensure that access to justice through digital means does not contribute to a further widening of the digital divide, the choice of the means of communication between electronic communication, as provided for by this Regulation, and other means of communication should be left to the discretion of the persons concerned’.

いずれの方向で利用されることが意図されるにせよ、DJCR 第 4 条 (4) は、EU 電子アクセスポイントを通じた通信は、「特に形式、言語および表現 (representation) に関して、EU 法及び関連する加盟国の国内法の要求に」従わなければならない。この、国内の手続的規則および EU の手続的規則の標準的適用は、この通信手段があらゆる方法で利用できるわけではない、ということ を明確にする。そのことは当然のことであるが、このアクセスポイントが通信手段の 1 つにすぎないこと、それゆえこの規則は送達や通信の手段の全てを規制しているわけではないことを思い起こさせるものでもある。EU 法または国内法は、それゆえ、何が通信されなければならないか、という中身 — 決定に異議を申し立てる手段のように、多かれ少なかれステレオタイプである形式的文言を含め — を、引き続き決定する；そして、もちろん、このアクセスポイントを通じてなされた通信の有効性、無効性および瑕疵の治癒に関する手続的ルールも適用される — それには、不完全な実施の場合の防御権への影響を含む。

EU 電子アクセスポイントの利用は、少なくとも当初は、民事と商事、より具体的には、特定の EU 法律文書の執行につき、特定の目的において利用することのみが想定されている (DJCR 第 4 条 (2))³¹：

(a) EU 支払命令手続、EU 少額請求手続および EU 口座保全命令に関して、自然人または法人（もしくはその代表者）との通信が必要となるあらゆる手続的段階において；

例えば、EU 電子アクセスポイントは、EU 支払命令の最初の申請、EU 少額請求手続の申請、EU 口座保全命令の申請を管轄裁判所に提出する際に利用できる。

(b) 一般的には、EU 執行命令の発令と執行に関する手続段階、および、ブリュッセル Ia 規則および他の分野別の規則（婚姻事件、親権、国際的な子の奪取、養育費、相続、保護命令、婚姻における財産管理、登録済パートナーシップの財産的影響）のもとでの、承認、執行可能性の宣言、または承認拒絶に関し予期される手続段階において

例えば、A 国でなされた判決について、B 国の裁判所にその執行を申請する場合や、直接に執行できない判決について執行命令を申請するために、EU 電子アクセスポイントを利用できる。

(c) 民事における司法共助に関する EU 規則のいくつかで定められている、一定の文書または証明書の発行、修正または撤回に関する手続段階において：養育費規則で規定されている抜粋；相続に関する規則において規定されている、EU 相続証明書および他の証明書；ブリュッセル Ia 規則で言及されている証明書お

³¹ Many of the final provisions of the Regulation (Arts. 20 to 24) are designed to amend these legal texts and adapt them to the new rules, including the possible use of the European electronic access point as a channel of communication.

よび、それと同等の証明書（EU保護命令、婚姻における財産管理、登録済パートナーシップの財産的影響、親権、国際的な子の奪取の事件における）。

最も明確な例として、ブリュッセル Ia 規則の第 53 条で言及されている証明書の申請がある。他の加盟国で下された判決の執行を申請する際には、この証明書の添付が必要である。

(d) 外国の債権者が破産手続において請求を提出する場合において（破産規則第 53 条に基づく）。

(e) 養育費、婚姻、親権、国際的な子の奪取、およびリーガルエイドの事件において必要な場合に、中央当局と通信を行う目的において。

したがって、例えば、養育費の回収を求める債権者は、このアクセスポイントを用いて、他の加盟国の中央当局に接触し、自己に有利な判決の執行を求めることができる（養育費規則第 56 条 (1) (b)）。国際的な手続において他の加盟国でリーガルエイドを求める者もまた、このアクセスポイントを利用することができる（リーガルエイド指令第 13 条）。

他に留意すべきこととして、EU 電子アクセスポイントを SR が想定する送達機構のリストに結合することは、SR 第 1 条 (1) の一般的文言においてその適用範囲が民事と商事をカバーしていることを考えれば、さらなる広範な可能性をもたらさう³²。

4. 通信手段を超えて：ビデオ会議、電子信用サービス、電子文書および手数料の支払い

通信手段のデジタル化は、それが、国際的な司法共助の側面のうち EU の立法者が最も強い影響を有することを望んだものであるがゆえに、この規則の中核を形成する。これと並行して、この規則のもたらす影響の重要性がより小さなものとなる 4 つの他の側面に関しても、デジタル化への取組みがみられる。

4.1. 民事・商事事件におけるビデオ会議による審理

ビデオ会議 – および他の遠隔通信技術 – の利用は、COVID-19 パンデミックの結果としてより広範に広がったことは疑いないが、それは、EU 法が既に予め提

³² Unlike other European regulations on judicial cooperation, Art. 1(1) SR expressly excludes from the notion of "civil or commercial matters" only tax, customs or administrative matters and the liability of a Member State for acts or omissions in the exercise of its authority (*acta iure imperii*).

供していた可能性の1つに過ぎない³³。その維持は、ひとたび公衆衛生上の理由が消滅すると、効率性の理由によって正当化される。そのことは、国際的な訴訟と司法共助の領域においては、はっきりと理解できることである。それゆえ、EUの立法者が司法共助のデジタル化を強化するための規則の中にビデオ会議を含めるべきことは、当然のことであった。

民事および商事に関しては、DJCR第5条が基礎となる規定を置いている。その主な目的は、EUの法的文書によって既に提供されている場面を越えて、当事者とその法的代表者が、他の加盟国において行われるビデオ会議による審理に参加する可能性を一般化することにある³⁴：とりわけ、ビデオ会議の目的が国際的な証拠の取調べであるときは、ERが—新しい規則ではなく—適用されることは、明確にしておかなければならない³⁵。いずれにしても、これは、効率性、費用節約および国際的な訴訟に内在する障害の克服、を追及することに沿った目標である。それを促す方法はシンプルである：民事および商事の手続において審理を行う司法当局は、手続の時点で当事者が他の加盟国に所在する場合には、その当事者またはその当事者の代表者がビデオ会議の方法によって口頭弁論に参加することを許すことができる。

より具体的には、CDCRの第5条(1)が、以下の条件のもとで、裁判所に、当事者およびその代表者がビデオ会議の方法で審理に参加するよう命ずる権限を与えている：

- (i) 当事者は、審理が行われる国以外の加盟国に所在していなければならない。
- (ii) ビデオ会議による審理には当事者の一方の申立てが必要であるが、加盟国の手続制度がそれを認める場合には、職権により決定することもできる。だが、DJCRは、裁判所がこの点で当事者の意見を聴くことを義務づけている（裁判所が当事者の意見に従う必要はない）。
- (iii) ビデオ会議の利用は、事件の具体的状況に照らして適切なものでなければならない。
- (iv) ビデオ会議による審理のためのツールが、DJCR第5条(2)にしたがった障害者へのアクセス可能性を含め、利用可能でなければならない。

³³ See the Council Recommendations ‘Promoting the use of and sharing of best practices on cross-border videoconferencing in the area of justice in the Member States and at EU level’, OJ C 250, 31.7.2015, pp. 1-5), and all the work developed and incorporated to the European e-Justice Portal.

³⁴ This is the case with the regulations on the taking of evidence, on the European Account Preservation Order and on the European Small Claims Procedure, which have more specific and detailed provisions.

³⁵ Recital 40 insists on this. In a similar vein, see also *Kramer* [3] p. 6.

これらの条件が満たされれば、実際のビデオ会議の実施は審理が行われる加盟国の規則を遵守せねばならず（DJCR 第 5 条（4））、その中には、記録がなされ、安全に保管され、公に広められないことがないというはっきりした要件のもとでの、審理の記録に関する規定も含まれる（DJCR 第 5 条（3））³⁶。事件の国際的性質を考えれば、起こりうる言語の障壁を克服する手助けとしての通訳の利用を含め、アドホックな規則を設けることは合理的であろう³⁷。

この規則の範囲は、明言された文言（それは可能性のアイデアを伝える）から明らかであるよりも、相当に広範である。この規則のもと、当局が、この形式で当事者が審理に参加することを許容しうるのであれば、それは、その当局にその権限があるからである。確かに、この規則は、訴訟当事者とその代表者が国際的な状況においてビデオ会議の方法により参加する無条件の権利を創設する、というところまでは行っていない。だが、この規則が創設したのは、国内法の下では裁判所が有していなかったかもしれない、このような参加形態を選択する権限である。当事者とその法的代表者にビデオ会議形式による審理への参加を課す追加的権限は、他方で、加盟国の手続法が、国内的な状況においても裁判官にその権限を与えている場合にのみ存在する。

それはともかく、これは純粋に手続的な規則であり、加盟国の法システムに直接の影響を有する。加盟国の法システムは、裁判所に（一定の裁量の範囲内で – 少なくとも、当事者の要求に基づいて）ビデオ会議の方法による審理への参加を認める決定権を与えていない限りにおいて、改められることになるだろう。仮に万一、加盟国の法制がビデオ会議の利用に関する規則を欠いていた場合、EU法の実効性の原則の基本的要件により、この規則の施行によって、その加盟国は適切な規制を行わなければならない – それが、この規則がカバーする国際的な状況についてのもののみであったとしても³⁸。そしてこれは、EUの立法者による、手続的事項への合法的な介入である。というのも、それは、国際的な状況（当事者またはその代表者が、手続きが行われる国とは別の加盟国に所在している）においてのみ適用されることから、TEFU 第 81 条の規制権限によりカバーされているからである。

³⁶ Given that the recording of a hearing involves the processing of personal data, it seems reasonable to assume that the general application of the GDPR in all Member States ensures that this safeguard is duly respected.

³⁷ See, for instance, Art. 20(2) ER.

³⁸ The Council of the European Bar insists on the lack of competence of the EU to impose the use of videoconferencing at national procedural level (*CCBE* [1] p. 4). The Regulation, in recital 33, underlines that a possible national gap on this point should be filled by applying *mutatis mutandis* the ‘most appropriate’ rules of national law and specifically mentions those relating to the taking of evidence - a suggestion that is strongly criticised by the European Bar.

さらには、EUの立法者の選択は、ビデオ会議を実施する裁判所が決定すれば、ビデオ会議を行うには十分であることを意味する。すなわち、他の加盟国に所在し、招待状と接続リンクを受け取った対象者は、有効にビデオ会議を行うことができる：それゆえ、ビデオ会議の実施は、国際的な司法共助の要件に従わない³⁹。だがその要件は、証拠の取調べにおいては（すなわち、当事者や専門家、証人の供述を取り調べるときには）機能する。

これとは異なった点として、この新規則はビデオ会議による審理への参加（participation in a hearing by videoconference）に限定されており、遠隔情報通信による審理の開催（holding of telematic hearings）には適用されないことは、強調しておくべきである。これは重要な違いである。というのも、この両者では、適正手続への権利に与える影響が異なるからである。仮にリモートで審理が開催される場合には、ビデオ会議がその審理に参加する唯一の方法になるだろう：しかし、そのような場合には、それは国内の手続法によって規定されるべきものであるから、EUの規則は関係するものとなり得ない。そして、ある手続的活動への唯一の参加者がビデオ会議により出席することで（例えば、それが証人の証言であるという理由で）、裁判所が当該活動の全体に遠隔情報通信の方式を選択することを決定づけることも起こりうる：だがこれは、繰り返すが、国内手続法に関する事項であり、EU立法者による要求ではない。

この規定の文言は、規定の適用範囲についてさらなる疑いを生じさせる：この規定は、「当事者の一人またはその代表者が他の加盟国に所在すること」を条件としているが、裁判所に与えられた権限が、当該の当事者や代表者のビデオ会議による参加に限定されるものであるか、審理の開催される加盟国に所在しており特段の困難なしに対面で審理に参加できる者も含め、全ての当事者のビデオ会議による参加に及ぶのか、を明確にしていない。この規則の精神は、この問題に関して一定の柔軟性を示すが、それは国内の手続的規則と一致していなければならない⁴⁰。

しかし、誤解の余地がないのは、「参加する」という語の範囲である：ビデオ会議の利用は、訴訟において当事者が積極的な役割を果たす（例えば、相手方当事者による要求に対して対応策を採る）ときのみならず、当事者の積極的参

³⁹ In this connection, Hess stresses that the Regulation settles the discussion in German scholarship as to whether the sending of a link to participate in a videoconference to a person in another State ‘encroaches on’ the sovereignty of that second State, as it is tantamount to sending a bailiff. (Hess [2] p. 773).

⁴⁰ Recital 38 considers the possibility that the court has allowed the participation ‘of at least one of the parties or other persons’.

加が可能であるあらゆる他の手続的活動（例えば、準備審理や、他の当事者の証言を含む証拠の主要な審理）においても可能でなければならない。⁴¹

4.2. 刑事事件におけるビデオ会議による審理

刑事の領域に関する活動については、アプローチは部分的に異なる。目的は同じ－国際的状況におけるビデオ会議の利用を原則化すること－だが、EUの立法者は、DJCR第6条からみられるように、より多くの制限を課した。

第1に、ビデオ会議の利用が想定されているのは、容疑者、被告人、有罪判決を受けた者、または凍結命令もしくは没収命令の「影響を受ける」者⁴²、が他の加盟国に所在するときに、これらの者の審理を行う場合のみである。

第2に、この既定は、特定の手続的状況においてのみ利用可能である（DJCR第6条（1））：

- (i) EU逮捕令状が発行された者の審理について、その決定が執行当局によってなされていない場合に限って。（枠組決定2002/584の第18条（1）（a）のもとで）；
- (ii) 拘留刑の執行のための他の加盟国への移送に関する、受刑者の地位の審理について（枠組決定2008/909の第6条（3）のもとで）；
- (iii) 判決または保護観察決定の執行の状況において、有罪判決を受けた者につき量刑の決定が下される前に行う審理について（枠組決定2008/947の第17条（4）のもとで）；
- (iv) 仮の交流に代わる監督措置の執行の後の決定の採択に先立ち、影響を受ける者の審理について（枠組決定2009/829の第19条（4）のもとで）；
- (v) EU保護命令の発行に先立ち、危険を引き起こしている者の審理について（指令2011/99の第6条（4）のもとで）；
- (vi) 凍結命令および没収命令の影響を受ける者による法的救済の行使について（規則2018/1805の第33条（1）のもとで）。

これらの領域の外においても、国際的状況においてビデオ会議を実行することは可能ではあるが、その場合は、特定の共助手段についての規制でビデオ会議による手続を規定するもの（EU調査命令およびEU加盟国間における刑事事件の相互支援に関するEU協定のような）について、これを遵守しなければならない

⁴¹ Provided that it is not necessary to have recourse to the mechanisms of the ER, which would exclude the application of the DJCR.

⁴² Pursuant to Art. 2(10) of Regulation 2018/1805, ‘affected person’ means the natural or legal person against whom a freezing order or confiscation order is issued, or the natural or legal person that owns the property that is covered by that order, as well as any third parties whose rights in relation to that property are directly prejudiced by that order under the law of the executing State.

ない（DJCR 第 6 条（4））。加えて、留意すべきこととして、新規則の規定は、証拠調べの性質をもった司法手続や、被告人の有罪無罪の決定につながる審理の開催には適用されない⁴³。

この文脈において、要請当局による要請は、執行を行う加盟国の当局に、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者、または凍結命令もしくは没収命令の影響を受ける者で、かつ当該加盟国の領域に所在する者について、その者に関する刑事手続の一部として行われる、要請当局の所在する加盟国において実施される口頭弁論に、ビデオ会議の方法によって参加することを許す義務を生じさせる。だがこれは、以下の 2 つの要件に依存することから、相当に緩和された義務であり、相当に制限された権限であるといえる（DJCR 第 6 条（2））：(i) 事件の状況がビデオ会議の利用を正当化すること⁴⁴；および (ii) 被疑者、被告人、有罪判決を受けた者、または影響を受ける者が、ビデオ会議を通じた審理への参加に同意していること。

この 2 つ目の要件である同意は、ビデオ会議の利用が直接主義や防御権との関係で負の影響を及ぼしうることを考えれば、刑事手続における真の安全策である⁴⁵。この理由から、同意の提供には更なる要件が課される：

(i) 被疑者または被告人は、同意するか否かを決定する前に、指令 2013/48/EU にしたがって法的支援を要求することができる。

(ii) 管轄当局は、審理を受ける者に対し、同意するか否かを決定する前に、ビデオ会議による審理の実施手続に関する情報、および審理を受ける者の手続的権利（通訳を利用する権利および弁護士へのアクセス権を含む）についての情報を与えなければならない。

(iii) 同意は自発的で明白なものでなければならず、審理が始まる前に、要請を行った管轄当局による確認がなされなければならない；その確認は、審理の記録に明示的に反映される。

(iv) 例外として、審理を受ける者の対面による審理への参加によって、公共安全または公衆衛生に対する深刻な脅威がもたらされる（そのことは現実に示され、または予見可能でなければならない）場合には、管轄当局は、その者の同意を求めないと決定することができる。

第 6 条（9）の規定によれば、要請当局の法がビデオ会議の運営方法の基準となるが、DJCR の定める特則は遵守されなければならない。したがって、例えば、関係者への通知や同意を求める手順は、もしそれらが国内法のレベルでは確立

⁴³ Recital 43 forcefully emphasises this point.

⁴⁴ Art. 6(3) DJCR obliges the requested authority to ensure that persons who have to act by videoconference have access to the infrastructure necessary (especially those with disabilities).

⁴⁵ In this vein also *Kramer* [3] p. 8 and *CCBE* [1] p. 5.

されていない場合であっても、それを明確にする必要がある；子供の審理に関する規定や、秘密保持に関する規定も課される。いずれにせよ、「実地的な調整」は、要請当局と要請を受けた当局との間で合意されなければならない（例えば、日時、ソフトウェアまたはプラットフォーム、カメラの位置、通訳の存在）。したがって、これについては、必須の手続的保障の尊重を損なわない限りにおいて、一定の柔軟性が認められる。民事におけるビデオ会議審理につき設けられたものに相当するものとして、DJCR 第 6.7 条は、同条に基づき行われるビデオ会議を、その記録に関して、純粹に国内的な手続として行われたビデオ会議と同じレベルに置いている。同条は、記録が安全に保管されなければならない、公に広められてはならないという義務も課す。そしてこの規則は、同様に一般的な用語において、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者、または影響を受ける者と、これらの者の弁護士との間の通信につき、審理の前においても審理中においてもその機密性を保障する義務を、加盟国に定めている（DJCR 第 6 条（5））。仮に、ビデオ会議が行われる場合に彼らが同一の物理的空間に存在するときには、彼らは、機密性のある空間で会合することを許されるべきであり、また、証言の途中で休憩をとって機密性のある手段で会話する権利も認められるべきである。弁護士と依頼者が物理的に異なった空間にいる場合でも、これは可能である；その場合には、ビデオ会議のために利用されているシステムは、審理に先立って彼らが会合し、休憩時間中にも、必要に応じて彼らが「仮想的に」ゆくことができるような、機密性のあるバーチャル・ルームを有するべきである。

EUの立法者はまた、ビデオ会議により子供の供述を得る場合について、いくつかの追加的保護措置を設けてもいる（DJCR 第 6 条（6））。

(i) 第 1 に、親権者または他の適切な成人に遅滞なく通知することが必要である。この通知は審理の前になされなければならないが、DJCR が沈黙しているために、親権者等がバーチャルの方式を拒絶した場合の帰結は明確ではない：それゆえ、親権者（または同等の権限を行使する者）が拒否権を有するのか、意見表明権を有するのみであるのかは、国内法によって決せられることになる。(ii) さらに、管轄当局は、ビデオ会議により子供の供述を得るか否かの決定にあたって、子供の利益を考慮する；後者に関しては、以下のように理解すべきである。要請当局は、子供の利益を考慮した方法の理由を明言しなければならない、またこの際には、要請当局は、当然のことではあるが、この問題に関する国内法（しばしば、二次的被害を緩和するためにビデオ会議を推奨する）を考慮することもできる。

DJCR がその利用を許す手続的状況からわかるように、ビデオ会議による審理が、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者、または影響を受ける者の法的地位にもたらす影響は甚大になりうる。これが、第 6 条（8）が、第 6 条自身が定める要件や保障が守られなかった場合に「国内法に準拠し、憲章を完全に遵守して、実効的な救済を求める可能性」を認める理由である。これは大変にオーブ

ンな規定であり、特定の帰結を予め定めることなく、それゆえに、ビデオ会議が実施された刑事手続が行われている加盟国の国内の手続規則を参照することによって、修復不可能にカバーされることになる。この点において DJCR が課す唯一のものは、DJCR 第 6 条の侵害を明るみに出すことに関わる当該主体の権利であるが、それは、例えば控訴によりこれになされること（これが通常であろう）を義務づけるものではなく、侵害が直ちに報告されることを許すものでもない – それゆえ、場合によっては、ビデオ会議の結果としてなされた決定に異議を唱える際に、侵害を報告する負担が課されることになる。

4.3. 電子信用サービス、電子文書の法的効果および手数料の電子支払

国際的事件における司法共助と司法アクセスのデジタル化は、3 ブロックの規定によって締めくくられている。

a) まず、国際的手続において附属書類IおよびIIが言及する国際共助の仕組みを適用する際に（EU 電子アクセスポイントが用いられる場合を含む）、デジタル化された通信手段を通じて伝送される文書の封印または署名の方法を確立する目的で、eIDAS 規則⁴⁶への一括した参照がなされる（DJCR 第 7 条）。

b) 次に、国際的手続の状況において附属書類IおよびIIが言及する国際共助の手続を実施する際には、伝送された電子文書の法的効力を承認する義務がある：それらの文書は、電子的形態であるという理由のみで法的効力を否定されてはならない（DJCR 第 8 条）。この点で、EU の立法者は全加盟国が、純粋に国内的な事件においてさえも、既に平和的に受け容れてきたと考えられるアプローチを採用する。この規定の文字通りの文言は、実際、必要な例外を除いて、ER 第 6 条および SR 第 8 条において既に規定されてきたものをコピーしている。

c) 最後に、この規則は、国際的訴訟に関わる法律実務家の長年の要望であり、EU 少額訴訟手続に想定されているものを反映している：手数料の電子的な支払いのために必要な仕組みを利用可能とすること、それには「管轄当局の所在地とは別の加盟国からのものを含める」ことである（DJCR 第 9 条（1））。この最後の文言は、この命令が国際的な事件と国際司法共助のみをカバーするものではなく、より一般的な範囲を有するものであることを示している（TEFU 第 81 条との関連性の根拠は不十分であり、加盟国の手続的自律との整合性は疑わしいけれども）。

これらの電子支払の技術的手段は、アクセシビリティに関して適用される規則を遵守したものでなければならない。さらに、手数料の電子支払のために利用

⁴⁶ Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC, OJ L 257, 28.8.2014, p. 73–114.

可能な手段が許している場合には、EU電子アクセスポイントを通してアクセス可能でなければならない（DJCR 第9条（2））。

5. なにかひとつ古いもの、なにかひとつ新しいもの、なにかひとつ借りたもの、そしてなにかひとつ青いもの

新しい規則は、EUレベルでの司法共助の処理を覆すことを目的とするものではなく、他の既存の法律文書（特に民事における ER と SR）の影響を受けない領域に存在する間隙を埋め、「デジタルを標準とする」アプローチの重要性を明確にすることを目的としている。はっきりした結論として、この規則に定められている司法共助と司法アクセスのデジタル化の計画は、米国の映画文化に従えば、婚姻の際に全ての花嫁が従うべき要件を満たしているといえる：「なにかひとつ古いもの、なにかひとつ新しいもの、なにかひとつ借りたもの、そしてなにかひとつ青いもの」を持ってくること。

新規則の主要な貢献－「新しい」もの－は、EU電子アクセスポイントであり、それは大変に有用なツールに、また、国内的レベルを含めて、手続内の通信の実務にとっての新たなアプローチをもたらす強力な梃子になるかもしれない。

「古い」ものとは、もちろん、ビデオ会議への言及であり、これは規制の発展のこの段階においては、もはや目新しいものとは考えられない。それゆえ、この点において DJCR は、国内レベルにおいてはおそらくほぼ既に規定されているが、国際的領域への拡張が確保されるべき、という最低限の基準を明記する傾向にある。

一群の「借りた」ものには、いくつかの要素が存在する。デジタルを標準として選択し、司法機関と他の当局とのデジタル化されたコミュニケーションに e-CODEX システムを用いることは、証拠調べと文書の送達に関する規制から借用したものであり、文書の封印と署名のシステムに関して eIDAS 規則を参照したことは、全く驚くべきことではない。EUの立法者は、この点において、既に自らが行ったこと以外のことはできなかつたのである。

最後に、「青い」色は EU の旗を思い起こさせ、システムの実際的な実施のために、この規則が規定する技術的ツールの準備、およびとりわけ EU 電子アクセスポイントの設立（DJCR 第 12 条および第 13 条）⁴⁷の両方において、EU の予算がなす多大な技術的・経済的寄与を明確にする。

⁴⁷ The 2020 Communication states, at the end of para. 3.2, the following: ‘The process of digitalising EU judicial cooperation would certainly entail non-negligible costs. In this regard, Member States should be able to benefit from EU financial support. Generic IT solutions developed at EU level, for use by all Member States, could be a major cost-reduction measure.’

参考文献

1. Council of European Bars (CCBE): CCBE position paper on the proposal for a regulation on the digitalisation of judicial cooperation and access to justice in cross-border civil, commercial and criminal matters (2022). Available at https://www.ccbe.eu/fileadmin/speciality_distribution/public/documents/IT_LAW/ITL_Position_papers/EN_ITL_20222907_CCBE-position-paper-on-the-proposal-for-a-regulation-on-the-digitalisation-of-judicial-cooperation-and-access-to-justice-in-cross-border-civil-commercial-and-criminal-matters.pdf
2. Hess, B.: Cooperación judicial digital en el espacio de libertad, seguridad y justicia. La cooperación judicial en materia civil. In Gascón Inchausti, F., Peiteado Mariscal, P. (eds.) Estándares europeos y proceso civil. Hacia un proceso civil convergente con Europa, Atelier, Barcelona (2022).
3. Kramer, X.: Digitising access to justice: the next steps in the digitalisation of judicial cooperation in Europe. *Revista General de Derecho Europeo*, 56 (2022).
4. Themeli, E.: The frontiers of digital justice in Europe. In Kramer, X., Hoevenaars, J., Kas, B., Themeli, E. (eds.) *Frontiers in Civil Justice. Privatisation, Monetisation and Digitisation*, Edward Elgar, Cheltenham (2022).
5. Velicogna, M., Lupo, G.: From Drafting Common Rules to Implementing Electronic European Civil Procedures: The Rise of e-CODEX. In Hess, B., Kramer, X. (eds.) *From common rules to best practices in European Civil Procedure*, Nomos, Baden-Baden (2017).

第2部 スペイン

スペインにおけるデジタル革命と手続法

0. はじめに

1. 手続法は社会におけるデジタル革命を考慮する

a) 電子証拠 b) 裁判所および法律専門職が利用できる法的情報および資源 c) デジタル資産

2. 手続法は ICT ツールを利用して「人間の」司法をよりよく実現する手段とする：司法はデジタル化される

2.1. 司法の「通常の」活動を改善する ICT ツール

a) 司法の非物質化 – 電子司法ファイル (*The electronic judicial file*) ; b) 文書の電子送達 – Lexnet プラットフォーム ; c) ビデオ会議 ; d) 特定のプラットフォーム : 「司法的中立点 (*the Punto Neutro Judicial*)」 ; e) 電子司法競売 ; f) 他の電子的司法活動 ; g) さらなる課題

2.2. 非常事態における ICT ツール：物理的な裁判所をオンライン裁判所に置き換えるための新たな出発点？

3. 手続法は ICT ツールを用いて「正義」における「人間の」活動を置き換えるのか？

4. ADR の分野における ICT と AI

0. はじめに

スペインでは、世界の他の地域で起こったのと同様に、Covid-19 のパンデミックによって、司法のデジタル化に政治的関心および学問的関心が集中した。だが、パンデミックは以前から脚光を浴びていた主題への関心をさらに高めた、と指摘する方が、おそらくはより公平であろう。実際、スペインはこの20年、司法のデジタル化に取り組んできたが、その角度やアプローチは、常に均一なものというわけではなかった。

20世紀末以降、次々と引き継いできたすべての政府は、「近代化」という概念を伴って、司法のデジタル化に関する計画を提示してきた。 – 「近代性」の欠如は、おそらく、スペインの立法者達にとって、司法を含む多くの領域において、最も大きな危惧の1つだろう。だが、これらの計画は、全体的なもの、永続的なものではなかった。全体的なものでなかった理由は、これらの計画が、

その時々による特定の事項（例えば、ビデオ会議や遠隔情報通信の促進）に焦点を置いていたことにある。そして、永続的なものでなかった理由は、政府の政治色によって優先順位が変化したことにある。

状況についての最初の暫定的な評価は、おそらく、以下のように表現できるだろう：ある面では素晴らしい進歩と傾向がみられるが、他の面では顕著な短所や欠点がみられる。

デジタル化への進歩におけるこの非対称性は、司法統治の仕組みの非効率性によって、その大部分が説明できる。スペインの法制度では、司法に関する権力は国家の政府といくつかの地方政府、および司法部の自治的管理に分配されている。法務省およびいくつかの地方政府は、司法の物質的な手段および人的リソース（裁判官を除く）を管理する。司法総評議会（the General Council of the Judiciary）は、その役割として、司法の独立性を保障し、それゆえに、スペインの裁判官の専門職たる地位（裁判官の訓練を含む）に関して権限を有する。司法のデジタル化は、異なる諸要素についての推進力の組み合わせを必要とし、不運なことに、それはうまく調えられなかった：経済的手段が国家政府と地方政府で分配されている；人的資源の管理には、司法総評議会も関わる。説明するのが困難であるが、異なる自律的な統治機構が、司法のデジタル化についての彼ら自身の計画を有し、さらには手続運営のための彼ら自身のコンピューター・ツール（それら相互の互換性や、またはそれらと法務省が司法権の管轄を有しない地域のために一般的に設計したものと互換性があるとは限らない）を開発することさえしていた。さらには、これらの活動は、司法評議会を通じて出される裁判官自身の要請に、必ずしも応えていない。

もう一つ一般的な特徴として最初から強調されるべきものは、法の文言と裁判所における現実との違いである。司法のデジタル化の発展を維持するためにいくつかの法令が採用されたが、それらについて、求められた変化を解放するような運用がなされるとは限らなかった：人的手段または経済的手段の欠如、そしてとりわけ、明確な推進力の不足によって、本の中の法と、実践される法との間には、大きな違いが存在することとなった。既に述べたように、ガバナンスの不足が、ここでもハンディキャップとなる。情報のピースの1つは明らかにできる：2011年に具体的な法令⁴⁸ (LUTICAJ) が承認され、その法令は規制を統合してさらなる発展の基礎となるろうとしたものであった。この法令は、驚くべきことに、ほとんど顧みられることがなかった。おそらくそれは、この法令

⁴⁸ Law 18/2011, of July 5, regulating the use of information and communication technologies in the Administration of Justice ([Ley 18/2011, de 5 de julio, reguladora del uso de las tecnologías de la información y la comunicación en la Administración de Justicia](#)), also known as LUTICAJ for its acronym.

が展開されるべきであった時期が、2008年に始まる経済危機後の、最も厳しい財政削減の時期と重なったことによる。2015年には、デジタル化計画の再スタートを許す状況になったが、しかしながらそのときには、立法者はその目を2011年法に向けず、むしろ同法の規定は細分化されて種々の手続法令の中に分配された（例えば、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政手続法など）：規制の分散をより実効的にすることを考えて、全体論的な、そして水平的なアプローチは放置された。

ガバナンスのレベルではこれらの障害が存在するにも関わらず、大きな成果が実現され、新たな発展の道が開かれた。これらが本報告の焦点となる。私は、デジタル化の発展における複数の異なったアプローチを識別することが望ましいと考える。その中には、より初期の段階における典型とみえるものもあるが、それらは全て、むしろ平行的に進化している。

1. 手続法は社会におけるデジタル革命を考慮する

まず、経済的・社会的に現実として生じているデジタル革命を考慮した司法手続の必要性を認識することを目標とする、一連の措置および行動がある。司法手続を通じて、法は、法的紛争を解決するための手段として、特定の事件に適用される：仮にこれらの紛争が、デジタル革命による何らかの影響を受けている場合、手続法は、この新しい現実にどのように適応するかを明確にしなければならない。

a) 電子証拠

最初の一步が踏み出されたのは、2000年、電子証拠に対して完全に開かれた新たな民事訴訟法が承認されたときであった。民事・商事に関する現実において、通信のために、また行為や契約を文書化するために技術的手段が用いられることを考えて、この法令は、手続におけるそれら技術的手段の証拠としての利用を一般的に許容した。それはまた、厳密な意味での文書とは異なった具体的な証明の手段でもある。そして、規制はまた技術的に中立でもあるため、進化に対応することができる。したがって、2000年代の初めにおいては、この法令は基本的には eメールや音声ファイル／動画ファイルを手続きに組み入れるために用いられていた；現在では、whatsapp のメッセージや類似のインスタント・コミュニケーション装置のような新たな客体が組み入れられてきている。

民事訴訟法第 299 条第 2 項は、文字、音声および画像の複製手段、ならびに、文字、データ、数値および会計その他の目的で行われる数学的演算を保存して知ることまたは複製することを可能とする機器であって、手続に関係するものについて、証拠として認める。

加えて、同法第 299 条第 3 項によれば、「本条前各項が明示的に規定していない他のあらゆる手段により、関連する事実についての確実性が得られる場合には、裁判所は、当事者の申立てにより、当該事件において必要となる措置を採って、それを証拠として認める。」

デジタル証拠／電子証拠の取調べは、民事訴訟法第 384 条において部分的に整備されている：裁判所は、これらの要素を、証拠調べを申し出た当事者が提案する方法、または裁判所が用いると決めた方法によって取り調べる；いずれにせよ、相手方当事者による証拠への反論は確保されなければならない。

同様の傾向として、刑事手続も、捜査手段として新技術を用いることに開かれている。刑事手続法は、電子通信への介入とともに、特に、コンピューター装置へのリモートアクセス、また人や車両の追跡システムの設置についても規制している。

2015 年の法改正は、刑事捜査への技術的進歩の導入に対処し、刑事訴追機関が利用可能な多様なツールについて、大変詳細に規制した（第 588 条の 2a から第 588 条の 8 がそのときに制定され、他の多くの既存の規定も改正された）。

b) 裁判所および法律専門職が利用できる法的情報および資源

手続機構は、最高裁判所の事件だけでなく、下級裁判所の事件もまとめた法的データベースの存在を認識している。スペインでは、この種の法的情報について公の独占はない。司法総評議会は、全ての決定を無料で公衆のアクセスが可能なデータベースを通じて公表している。これを基礎として、多様な会社（そのほとんどは法律出版社）がデータを再利用し、付加価値を提供して売り込んでいる（例えば、学術的分析による補完を行う、より強力で正確なサーチエンジンを通じて）。

それらデータベースは純粋な意味での e-Justice のツールではないけれども、手続機構はその存在を認識し、ある種の組織を規制する際にはこれを頼りにしている。その好例が、上告（2 度目の上訴）である。これは救済を求める特別な手段であり、そのため、最高裁判所の判例を創る役割を促す必要が明白となった場合に、一定の判決についてのみこの上訴が可能である。このような場合とは、例えば当該判決が最高裁判所の判例に反する場合や、当該判決が下級裁判所において判断基準が一致しない問題に対処するものである場合である。立法者があえてこの要件を設けたのは、判例法データベースの適切な検索を可能とする強力なツールを弁護士が有している、ということを知っているからであることは、明らかだと思われる。

c) デジタル資産

デジタル化された社会の現実として手続法が考慮すべき必要が強調される第三の領域は、デジタル資産である。この種の財産については、予防措置、証拠保全措置、さらには執行措置が必要となりうる。ビットコインのような暗号通貨を差し押さえる必要が生じた事件に関するニュースが、より一般的になってきている。現時点では、スペインの法体系では新しいツールが提供されておらず、裁判所は、有形資産のために設計されたカテゴリーを類推適用して作業しなければならない。この領域では、改革と適応が必要であろう。

このアップデートの必要性の例が、2019年、スペイン最高裁判所刑事部の判決において明らかとなった⁴⁹。詐欺犯罪で、詐欺師が被害者を騙して相当量のビットコインを交付させた事件である。不法行為による民事訴訟（スペインでは、刑事訴訟と併合して、刑事手続の枠組みで審判される）として、被害者は、この通貨の返還を求めたが、最高裁判所はこれを退けた：最高裁にとっては、ビットコインは有形物ではなく、法的には金銭と考えられてもいないため、被害者に返還されるべきものではない。そのため被害者は、金銭的補償を受ける権利はあるが、ビットコインの返還を受ける権利はない。

2. 手続法は ICT ツールを利用して「人間の」司法をよりよく実現する手段とする：司法はデジタル化される

デジタル革命が司法にもたらす影響の中で最も大きなものについて、これを明らかにみることができるのは、開発中の新しい ICT ツールを手続機構がどのように利用するかを検証する場面である。これらのツールは、その一部は人工知能の要素を含むけれども、基本的に人間のままである司法組織の活動を改善するものである。一般に、これらのツールは司法行政の日常的・通常的運用に用いられることが意図されている。だが、そのいくつかは、非常事態に対応するために導入されており、それらのツールが、新しく「正常化された」未来において占めるべき真の場所、というものが何処であるかを分析することは好適である。

2.1. 司法の「通常の」活動を改善する ICT ツール

既に1985年において、スペインの立法者は、「真正性が適切に保証されること」のみを要件として、「文書化および複製のためのあらゆる技術的手段」の利用に門戸を開いた（LOJP 第230条の初期版）。1994年には、この規則が修正され、裁判所が「その活動および任務実行を発展させるために、あらゆる技術的

⁴⁹ STS 326/2019, of June 20, 2019.

手段、電子的手段、コンピューター化された手段および遠隔情報通信手段」を利用することを認めた；ドアはまた、「コンピューターの支援を受けて」処理を処理することに対しても開かれた；そして、被告人が技術的手段を用いて司法行政と対話する権利が、その手段が裁判所の用いる手段と互換性がある場合において認められた。2015年、さらなる、そして重要な変更が行われた：デジタルメディアの利用は、可能性の1つであることを止め、義務となったのである。

それゆえ、この領域での出発点は、LUTICAJ 第8条にも定められている、電子的手段および電子機器の利用の義務づけであり、これは司法行政の構成員の全てに影響を与える。e-Justiceの実施を可能とするIT機器の設置に、多額の投資がなされてきた。これ以降、司法組織の活動のいくつかの側面は、スペインにおいて実行されたデジタル化に関する多様な新政策によって最もはっきりと利益を受けてきた。

a) 司法の非物質化 – 電子訴訟ファイル (*The electronic judicial file*)

司法のデジタル化計画を促すために全ての政府が用いてきた「お題目」の1つが、「ゼロペーパー目標」である。スペインの裁判所のイメージは、紙の箱でいっぱいの空間で、どの角にも紙の箱が補完され、それらは裁判官や裁判所職員の注意が向けられるのを待っているようにみえる、として批判されることがよくある。このため、2015年以降、訴訟手続の処理は、事実上その全てが電子的に、ペーパーレスで行われるようになった。訴訟当事者の準備書面 (*brief*) は電子的に提出されなければならない；それらに添付される文書も電子的に提出される；同様に、裁判所の決定はデジタルの様式でなされ、送達される。だが、例外として、原告による手続開始のための文書は、紙によって被告に通知することを可能とするため、紙でも提出されなければならない。

非物質化された司法を適切に運用するための基礎は、電子訴訟ファイル (*expediente judicial electrónico*) の適切な管理である。電子訴訟ファイルの定義 (LUTICAJ 第26.1条) は、「訴訟手続に関連するデータ、文書、正式な手続および電子的活動、ならびに音声-映像の記録のセット」となっている。実際上の問題は、電子訴訟ファイルがこれまでのところ適切に開発されておらず、一般化された方法で公式に実施されるには至っていない、ということである。このことは、各裁判所が、その日々の業務において、各ファイルの「電子的な要素または電子的な項目」を、異なった方法によって整理していることを意味する。

だが、政府は、手続きの包括的な電子的運営を達成するITツールを開発することに取り組んでいる。いわゆる *Minerva-NOJ* システムは、電子フ

ファイルの手続的管理を実行するためにデザインされた。そして、*Visor Horus* は、電子訴訟ファイル内の情報を参照するシステムである。

b) 文書の電子送達 – Lexnet プラットフォーム

「ゼロペーパー目標」に関連しては、電子送達も、また希望があれば、裁判所と法的手続の当事者の間の通信も、一般化されている。現時点では、スペインの司法制度の発展は、特に 2015 年改正以降、非常に進んだ段階にある。以下が制度理解のための鍵である：

(i) 政府は、LexNet と呼ばれる Web メールシステムに似た特定のプラットフォームをデザインし、そのシステムは、証明書と暗号化されたカードを用いた電子署名による認証の後、裁判所から専門職に対して、完全な法的効力を有する通知を送ることを可能としている⁵⁰。加えて、司法に関する権限の委譲を受けた様々な地方政府が、独自の電子通知システムを同様の基盤に基づいてデザインしており、それらは互いに互換性を有している（または、有するはずである）。

(ii) 2000 ユーロを超える金額の事件では、当事者は、弁護士をつけることに加えて、プロキュラドール (*procurador*) により代理される必要がある。スペインのプロキュラドールというこの人物は独特である：それは、訴訟当事者の裁判所および相手方との通信を管理する責任を負う法律専門職である。

(iii) プロキュラドールは、弁護士同様、2016 年 1 月 1 日以降、全ての手続的通信につき LexNet（または地域のツールでそれに相当するもの）の利用が必要となった。訴訟手続に参加する全ての公的主体（例えば、刑事手続における検察局）も同様である。このことは、手続上の通信の（ほぼ）全てが、実際には、電子的に行われることを意味する。

[技術的問題が生じた場合の対応に関するルールなど、システムの運用の詳細については、この最初の報告では扱わない。]

(iv) この一般的な状況には、2つの例外がある：

— 訴訟代理人がプロキュラドールにより代理されていない事件（すなわち、2000 ユーロ以下の事件）。

⁵⁰ Real Decreto 1065/2015, de 27 de noviembre, sobre comunicaciones electrónicas en la Administración de Justicia en el ámbito territorial del Ministerio de Justicia y por el que se regula el sistema LexNET (<https://www.boe.es/eli/es/rd/2015/11/27/1065/con>)

— 全ての事件において、訴えの被告に対する最初の送達：この初期の段階においては、被告はまだ自身のプロキュラドールを特定できておらず、法は、この最初の送達を電子的に行うことを認めていない（電子送達を試みることは可能であるが、被告から受領通知がされなければ、「伝統的な」送達 – 裁判所職員と紙を使った – が行われる必要がある）。思い出していただきたいこととして、スペインの訴訟制度では、訴状は管轄裁判所に直接に提出される必要があり、受理されれば次に被告に送達される（裁判所職員により、または、原告がそのように求めた場合には、原告のプロキュラドールにより）。

私見では、この最後の問題（訴えの最初の送達を電子的に行うこと）がこの領域における主な課題である：全ての市民に、公的な目的に関しての有効でアクティブな電子的住所をもつよう義務づけ、裁判所がそれを直接に利用できるようにすることは、可能だろうか。

c) ビデオ会議

スペインの訴訟制度は口頭性と強く結びついている。一般的な用語でいえば、当事者、証人および専門家の供述は、矛盾の指摘や公開性・直接性を保証するため、公開審理において口頭でなされなければならない。しかしながら、このルールは、制度を硬直化させる：当事者や証人、専門家が物理的に存在していない場合には、証拠調べや審理の開催が不可能となる。制度に柔軟性を与える方法として、また避けられる費用や複雑性を回避する方法としても、ビデオ会議の利用が2003年10月以降認められている。具体的には、LOPJの第230条第3項が示すこととして、これらの供述 – 審理から切り出されたピースとしての – や審理の全体は「裁判官または裁判所の同意があれば、ビデオ会議や他の類似のシステムで、画像と音声の双方向かつ同時的な通信を行い、2箇所地理的に離れた人々（または人々の集団）の間での視覚、聴覚および口頭によるやりとりを可能とし、当事者による矛盾指摘の可能性や防御権の保護を確実にするもの、を通じて行われることができる。」

ビデオ会議の利用は、実際には、広く普及している。特にみられるのは、刑事手続においてである：ビデオ会議は、例えば、投獄されている人物が別の事件において証言しなければならない場合や、または、大変良くあることとして、審理において特定の「公的な」専門家に証言をさせる場合に用いられる。

麻薬密売の刑事事件では、毒物学研究所に所属する専門家で薬物の差押時に分析を行った者について、弁護側が、分析の信頼性に疑問を呈するために証言を求めることがしばしばある。これらの専門家は、自身の仕

事と両立しない時間の無駄遣いを避けるため、審理の時間にビデオ会議に接続し、裁判所に対して、どのように分析を行ったのかを説明する。

民事事件においては、ビデオ会議の利用はより特別なことである：訴訟当事者は通常、証人や専門家の旅費を負担することを好むため、ビデオ会議の利用は、例外的な必要がある場合に限られる。

ビデオ会議には、その運用の観点から、主に2つの問題が生じうる：

— そもそも、接続や画像、音声、そして同調といった技術上の問題がありうる。

— 次に、裁判所に出廷せず、ビデオ会議を通じて証言を行う人物の識別に関して、いくつかの懸念が生じうる。この点に関しては、法は相当に柔軟な回答を用意している：裁判所書記官（court clerk）は、ビデオ会議を通じて参加する人物の身元を、身分証明書類の事前送付や、書類の直接表示・展示によって、または個人的知識や他の適切な手続的手段によって認定することができる。

d) 特定のプラットフォーム：「司法的中立点（the Punto Neutro Judicial）」

スペインの e-Justice システムの最も興味深い成果としてもう一つ挙げられるのは、いわゆる司法的中立点（PNJ、Judicial Neutral Point）である⁵¹。PNJ は、司法総評議会により創設された複雑なプラットフォームであり、裁判所が非常に様々なサービスのネットワークを利用できるようにするためのもので、司法活動の発展のためのアプリケーションや有用な情報のデータベースに共通にアクセスできるようになっている。非常に様々な行政が PNJ に統合されている：税務当局、法律専門職の代表機関（弁護士、プロキュラドール、公証人、登録係（registrar））、警察、交通行政、検察局、法務省、刑務所行政、社会保障行政など。CGPJ 提供の情報によれば、現在、PNJ は 35 のサービスを提供しており、その中には財産の照会や情報交換、刑務所への照会や司法統計へのアクセスを含む。昨年 は 1200 万件のアクセスがなされた。

PNJ は、執行手続において、より具体的には、資産の発見のために必要な作業を実行する際に、非常に有用であることが証明されている。公の登録所にある情報や、公的機関、金融機関が保持する情報は、電子的手段を用いて利用できるようにされるべきである。そのことによって時間が節約でき、それは、債権者が執行手続を開始するかもしれないという疑い抱いた債務者がすぐに資産を

⁵¹ See J.M. González García, “El Punto Neutro Judicial: una herramienta al servicio de la mayor eficacia de la Administración de Justicia española”, in A. De la Oliva Santos, F. Gascón Inchausti and M. Aguilera Morales (eds.), in A. De la Oliva Santos, F. Gascón Inchausti and M. Aguilera Morales (eds.), *La e-Justicia en la Unión Europea. Desarrollos en el ámbito europeo y en los ordenamientos nacionales*, Pamplona, 2012, 197-215.

「消滅させる」、ということ回避したければ、非常に重要な要素となる。前述の通り、PNJ プラットフォームは裁判所のシステムを資産の発見の分野でもっとも関連性の高い利害関係者と接続する：公の登録所、銀行、税務当局および社会保険当局、そして警察当局。

裁判所書記官が、債権者から、債務者の資産の調査を求められたとき、書記官は、ただこのプラットフォームに入り、債務者の公的識別番号を伝えて、全ての関係機関に検索をかけるだけでよい。その検索リクエストは自動的にそれら機関の電子ファイルに転送され、今度は、機関が保有する情報が届けられる：不動産、自動車、銀行口座など。このシステムは完全ではなく、特に銀行口座に関してはそうである。というのも、債務者の銀行口座へはオンラインアクセスが許されておらず、月次の、または季別の報告書へのアクセスが許されるのみだからである。その代わり、このシステムによって裁判所書記官は、債務者の口座にある金銭の差押え – そこに十分な資金があるとして – を、直ちに行うことができる。

それはいわゆる ECCV (*embargo masivo de cuentas a la vista*、訳注：(英) massive seizure of demand accounts、求められた口座の大規模な差押え) と呼ばれるもので、すでに 2011 年に、CGPJ とスペイン銀行連合との合意を基礎として開始されている。

このシステムは未だ完璧にはほど遠いが、これからはその品質と可能性を徐々に改善していくというだけの問題である。

e) 電子司法競売

司法制度と新技術との非常に優れた相互関係が存在するもう一つの分野は、執行手続である。

前述した、債務者の資産を探し出す目的での PNJ プラットフォームの有用性に加えて、差し押さえた資産の売却のための電子競売も考慮に入れる必要がある。スペインの手続制度では、執行手続は司法的なものである：裁判所組織が判決その他の債務名義（公正証書のような）を執行する権限を有する；執行官 (*bailiff*、*huissier*) やそれに類する公務員は、今日のスペインでは存在しない。

執行手続における伝統的な問題の 1 つは、競売の公開性が限定的であること、その結果として入札者の数が – 入札者が存在するとして – 減少すること、そして資産の経済的成果が低く、債権者・債務者双方にとっての損失となること、であった。裁判所書記官の主導による試験的計画に続いて、2015 年改正では、司法競売を電子的に実施する義務が一般化された。

そのアプローチはシンプルで、大部分が e-Bay や類似のプラットフォームと似ている。スペイン官報 (Official Journal) のウェブサイトには、電子競売のポータル (<https://subastas.boe.es/>) が入っている。このポータルは、競売にかかっている資産を県ごと・種類ごと (動産、不動産、車) により特定し、その資産についての利用可能な情報を提供する。それらは、ほとんどが公の登録所から得られたものである (残念ながら、資産の写真はない。そのことは、潜在的購入者に対する抑止的な効果をもつだろう)。興味を持った入札者はログインし、当該資産の価値の 5% の保証を提供することで、20 日間にわたって開かれる競売に参加することができる。

「公の」電子競売ポータルに加え、プロキュラドール総評議会 (*Consejo General de Procuradores*)、すなわちプロキュラドールを管理する組織も、自前のポータルを立ち上げた。当事者が同意した場合や、少なくとも債権者が要求した場合は、プロキュラドールが競売の運営を担当する (LEC 第 641 条第 1 項)。プロキュラドールが大きく関与して売却価格を引き上げることが期待されているが、実際には、プロキュラドールにより売却される資産の量は、未だに控えめである。

f) 他の電子的司法活動

既に述べたものに加えて、手続法は、特定の手続的行為が電子的に実現できるような適応もしている。他の行政機関において起こっていることと同様に、電子司法局 (*Sede Judicial Electrónica*) が設計・強化されている。電子局とは、実際には、市民のための情報、そして特に、市民がデジタルにアクセス可能な全てのサービス、書式、手続について、これらをまとめたデジタルプラットフォームである。これらの手続やサービスの数は、徐々に増加している。

その一例が、プロキュラドールへの代理権授与である。プロキュラドールの役割は、訴訟当事者を手続において、裁判所や他の当事者に対して代理することである (プロキュラドールは、前述の通り、文書を提出し通知を受け取る)。プロキュラドールの業務遂行が有効であるためには、訴訟当事者から代理権を与えられる必要がある。これは、慣例的に、公証人の前で行われるべきこととなっている。だが、LEC 第 24 条によれば、この代理権の授与は、公証人のオフィスに行かなくとも、*apud acta* に、つまり裁判所において裁判所書記官立会いのもとでも、行うことができる。実際には、2015 年以降、代理権授与を裁判所において対面で行う必要はなく、電子的に行うことができる。

さらなる例として、審理の自動筆記に AI システムを用いる計画がある。スペインの手続モデルにおいては、口頭弁論の記録はもはや作成されない：審理はビデオ録画され、録画が記録として働く。当事者は、裁判所に対して、これらの

記録の事後的な書き起こしを要求することはできない。利用可能な人的資源を考えると、書き起こしは不可能な仕事となるからである。同時に、録画を使って作業すると、関連する情報がすぐに利用できないため、非効率になることが、実務において示されている：法律事務所では、後輩弁護士は、関連する発言や決定がなされた一節を見つけるまで、何時間も録画をみて過ごす。文章化されたものがあれば、この種の作業はより迅速に行える。法務省はこの点で、審理の内容を自動的に文字起こしすることができるシステムの実行に取り組んでいる旨の声明を出している。

g) さらなる課題

多くのことが成し遂げられたが、多くのことが成し遂げられないまま残っている。進歩は均質ではなく、分野によって重要な違いが存在する。経済的コストのことを忘れることなく、制度が引き続き処理する必要がある主要な要素が、3つ存在する：

(i) 伝統的な方法でなされてきたのとは異なる方法で司法当局を編成する必要がある。司法手続のデジタル化は、裁判所における異なった働き方を可能とし、また同時に、そのような働き方を要求する。そのことは、結局のところ、司法当局の被用者に影響を与える。この意味で、スペインは、10年以上にわたり、いわゆる新たな司法当局 (*Nueva Oficina Judicial*) を通じて、司法の仕事の再構成を促してきた：それは、様々な裁判所間で共有される、多数の「共通サービス」を創設することを意図している。これら「共通サービス」は、手続の進行管理、通知の実施、執行の促進、を担当し、その結果として、裁判官や裁判所と直接につながった既存の作業グループの構造を克服する。NOJ への動きは、訴訟手続のデジタル化と緊密につながっている：デジタル化なしには NOJ への動きは不可能であり、同時に、この新たな構造なしには、デジタル化は真に効率的にはならない。

(ii) 司法制度に関する全ての関係者のための ICT トレーニングを進めることも、必要不可欠である。この点においても、裁判官と裁判所職員のための訓練計画につき、重要な進展がみられる。弁護士会は、彼らの側では、弁護士の訓練を引き受けている。しかし、弁護士のような「仲介者」が必要でない場面では、デジタル・デバイドは、市民が制度へ直接アクセスするうえでの障害としてありつづけるだろう。司法のデジタル化は、全ての人によりアクセスしやすい司法をもたらす、ということが一般に指摘される。だがこの言葉は、全ての潜在的受益者に対して十分な訓練が実際に行われている場合に限って真実となる。

(iii) さらなる課題として挙げられるのは、少なくともスペインの観点からは、デジタルシステムの相互運用性である。異なったツールが開発されており、そ

のことは、部分的には、司法行政権が国家と地域で分配されている事実に起因する。しかしながら、我々が法的観点から e-Justice について話すときには、技術レベルにおいてしばしば生ずる要請や困難を無視することはできない。e-Justice の分野における提案や改革は、厳格な、かつ効果的な技術的支援なしになされるべきではない。

2.2. 非常事態における ICT ツール：物理的な裁判所をオンライン裁判所に置き換えるための新たな出発点？

Covid-19 のパンデミックにより強いられた 2020 年春の監禁状態は、スペインでは、世界の他の地域と同様、司法活動を対面からバーチャルへと転換する必要性を決定づけた。最初の衝撃的な期間の後、司法の時間を継続する必要性から、対面の手続は、そのほとんどの部分がバーチャルとされた。

この意味で、司法行政の分野において COVID-19 に対処する手続的措置および組織的措置に関する 4 月 28 日付の勅令 16/2020 号を考慮する必要がある。その第 19 条は、「遠隔情報通信による出席を通じた手続的行為の挙行」というタイトルを有し、3つの基本原則を定めている：

- 警戒状態中、およびその終了後 3 ヶ月以内は、裁判所および検察局が必要な技術的手段を自由に利用できるのであれば、事実審理 (trial)、出廷、供述と聴聞 (hearing)、および、全般に全ての手続的行為は、遠隔情報通信による出席を通じて行われることが望ましい。
- しかし、重大な犯罪のための事実審理においては、被告人の物理的出席が必要となる：これらの事件では、したがって、対面による活動が要求される（全ての必要な注意を伴った上で、ではあるが）。
- 裁判所の討議は、必要な技術的手段が利用可能であれば、遠隔情報通信による出席の方法で行われる。

このルールには明確な義務づけが含まれていなかったため、実際には、その適用は一様ではなかった。この規則では、それが遵守される場合には、遠隔情報通信による挙行は「望ましい」ものであるとされているが、義務的ではない。警戒状態の間、そして結局はその後数ヶ月の間は、裁判所はスケジュールを再調整し、最初の衝撃により多くの手続が中断と延期を強いられた結果として失われた時間につき、これを埋め合わせなければならなかった。裁判所は、多くの事件において、弁護士に 2 つの選択肢を提案した：1 つは、遠隔情報通信による／バーチャルの審理（主に予備審理と事実審理）の、かなり近い時期の実施である；そしてもう 1 つは、もし弁護士が「伝統的な」／対面での審理を選択するならば、相当な長期間（多くの事件では数ヶ月）待つこと、である。こ

これは明らかに、バーチャルによる挙行を間接的に強制している。というのも、多くの弁護士や被告人は、対面の環境を好み続けてきたし、好み続けているからである。

政府は現在、大規模な手続改革に取り組んでおり、その中には特に、一定の行為と一定の審理をビデオ会議により行わなければならない（望ましい、だけではない）ことを命ずる権限を裁判所に与える可能性が含まれている。

これは、法廷が単にバーチャルな何かになるような、手続の処理の完全なる電子化への扉を開くものである。この進化の頂点は、オンライン手続であろう（それがたとえ人間の裁判官を伴うものであっても）。だが、そのような進化がもたらす多くの課題が存在する。技術的問題にかかわらず、公開性や直接性といった基本的な手続的保護手段が影響を受けるかどうかを決定する必要があるだろう。後者に関しては、司法手続というものは、相当程度、主体間のコミュニケーションの文脈であることは無視できない：そして、バーチャルの文脈が、裁判官が最良の決定をなすための最良の地位にいる、ということを実証するために十分であるような、コミュニケーションの本質的な – 附帯的なものだけでなく – 質、をどの程度保証するかということも、具体化されなければならない。

3. 手続法は ICT ツールを用いて「正義」における「人間の」活動を置き換えるのか？

これまで分析してきた全ての成果物や計画は、明確な前提に基づく：デジタルのツールは、それが高度なものであってもなくても、人間が主導する司法制度（そこでは、人間が決定を行い、当事者の地位を守る弁護士もまた人間である）に貢献する。

しかし、さらなる進化を想像することもできる：司法における人間の活動を置き換えるための技術の利用。この点でスペインの制度は、現在のところ、比較対象の景色として提供できるものはほとんどない。

人工知能の利用は、ゆっくりとではあるが、明確な施策目的をもって進められている。

(i) 例えば、法律出版社は、「計量法学 (jurimetrics)」のツールを売り出し、弁護士が事件の種類や裁判所の種類に基づいて勝訴の可能性を推測することを支援している。彼らはまた、準備書面の執筆を自動化するよう設計されたツールも提供している。

(ii) 複雑なアルゴリズムの利用は、「VioGen」システムの中核でもある。このツールは、警察や裁判所が、ジェンダーに基づく暴力の被害者が直

面する、再発の危険性のレベルを決定する手助けとなる（そしてそれは、刑事手続の間に採用されるべき予防措置の種類を決定するための追加的な要素ともなりうる）。

(iii) 他方で、他の国において起きていることとは違って、いくつかの手続（例えば支払命令）の処理を自動化するような手段は未だ採用されていない：この点、スペインの制度はラテン系であり、ゲルマン系ではないので、最初に裁判所が分析する必要があるような文書を基礎としている。

だが、当然のことではあるが、特定の司法判断が自動化されるという仮説は、未だ考慮されていないようである。

4. ADR分野における ICT と AI

ADRの世界では、訴訟の領域で起きていることと比較して、規制の柔軟性が大きい。このことが、特にオンライン・メデイエーションの分野において、重要な進歩が実現される理由となっている。

現在のところ、この分野でも、ICT と人工知能の利用は手段的価値を有している。学会では、単純で繰り返される一定の訴訟、とりわけ消費者事件に関するものにつき、人工知能を用いたシステムで直接に解決する可能性について、多くの議論がある。だが、それが社会に受け容れられ、実際に利用されるには、未だ長い道のりがあるように見える。

以 上